

公益社団法人日本複製権センター



## 電磁的複製利用許諾について

## ご挨拶

公益社団法人日本複製権センターは、平成24年4月1日の公益社団法人化を機に、管理出版物の拡大、出版著作物の新たな利用への対応、著作権関連情報の積極的な発信等を通じて、利用者と権利者双方により充実したサービスの提供を行うべく努めて参りました。

昨今のデジタルネットワーク技術の進展とともに、著作物の保護とその利活用の態様も変化せざるを得ない状況にあります。当センターは、このような状況を受け、これまでの紙媒体での出版物の企業内複製に対する許諾にとどまらず、電子化による企業内利用についても包括的に許諾できる合理的なサービス態勢を本年度内に立ち上げてまいりたいと計画しております。

今後は、国外へも目を向け、海外の権利管理団体との連携業務協定に向け準備を進めつつ、国内的には管理出版物の対象を一層拡大するとともに、利用者が求めるニーズにできる限り広範囲に対応できるよう努めて参りますので、みなさまのご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本複製権センター  
理事長 土肥 一史

## 公益社団法人日本複製権センターの概要

名称	公益社団法人日本複製権センター Public Interest Incorporated Association Japan Reproduction Rights Center (JRRC)
所在地	〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階
Tel / Fax	Tel 03-3401-2382 Fax 03-3401-2386
設立年月日	1991 (H3)年9月30日 (社団法人許可 1998(H10)年10月1日) (著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号) (指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日) (公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)
設立の目的	書籍、学術文献などの著作物を簡単な手続きで適法な複写(コピー)利用ができるよう、権利者から「著作物の複写等の利用に関する管理の委託」を受け、集中管理することを目的として設立されました。
会員団体 (2018年8月現在)	■著作者団体連合 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 JCIIビル303 Tel:03-3265-7451 ■一般社団法人学術著作権協会 〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 Tel:03-3475-5618 URL:https://www.jaacc.org ■新聞著作権協議会 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7階 Tel:03-3591-4422 URL:http://www.ccn.jp

## 使命と役割

**使命:** 著作物の適正な利用を通じて学術および文化の発展と普及に寄与する

**役割:** 著作物の適切な権利保護と利用者の利便性向上を図る

**目的:** 著作物の公正な利用や適切な流通を促進するとともに著作権思想の普及を目指す

## JRRCの事業

JRRCは上記の目的を実現するために、次の3つの事業をおこなっています。

- 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の受領、分配に関する事業
- 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業
- 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

## 事業概要(JRRCの事業と著作物の複製利用)

【著作物の複写利用について(事業1について)】

個々の著作権者の連絡先を調べて、許諾を得ることは容易ではありません。

JRRCは、著作物の利用に係る困難さや不便さを解消するため、「紙から紙への複写、紙からPDF・JPGファイル等への生成・複製およびFAX送信」(以下、複製等)に関する権利について、権利者からの委託を受け、利用者が簡便な手続きで著作物の複製等を適法に行うことができるよう、集中的な管理事業を行っているほか、著作権の保護と著作物の適正な利用の実現を目指した活動を行なっています。

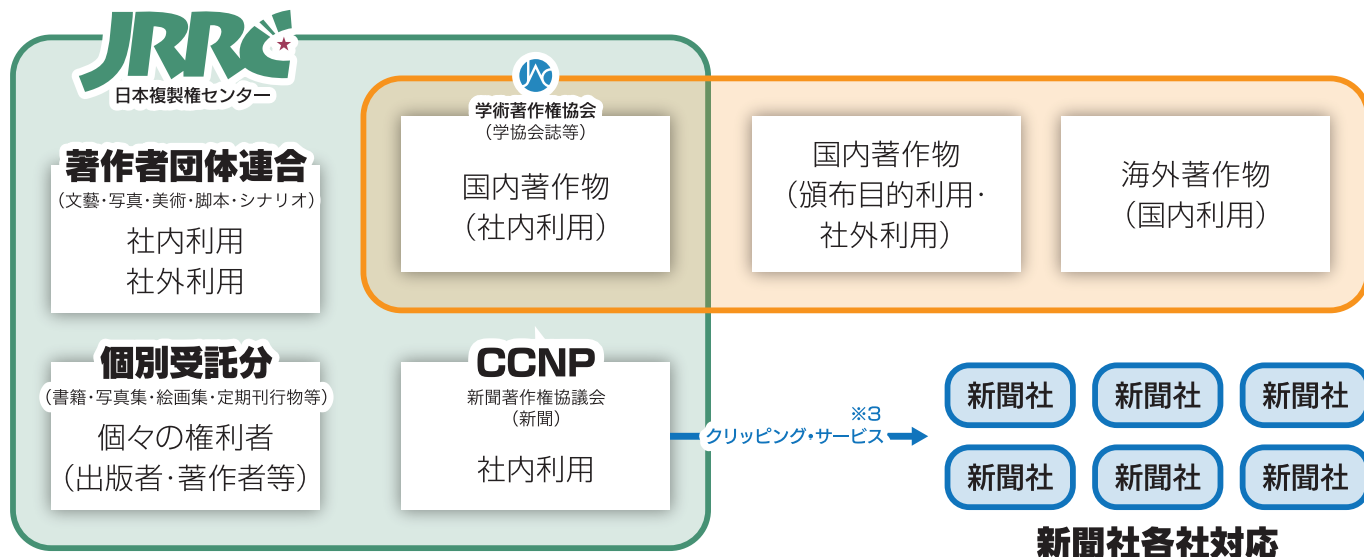
管理事業の流れは、概ね以下のとおりです。

- JRRCは、広く著作権者等から複製等に関する権利行使の委託を受け、それを管理し、
- 利用者との間に、複写利用許諾契約を締結し、複写使用料を受領し、
- 受領した使用料を権利委託者に分配しています。

# JRRCの複製権管理について

## JRRCが受託している管理著作物の利用範囲

会員3団体(著作者団体連合・新聞著作権協議会・学術著作権協会)に加え個々の権利者(団体・出版者)より受託しており、下図の範囲で許諾を行っています。



●国内著作物:日本で発行している著作物

●海外著作物:米国のCCC※1、英国、スイスをはじめとする各国・地域のRRO※2(複製権機構)と双務協定のある著作物。

取り扱いについては各団体へご確認ください。

※1 CCC(Copyright Clearance Center)

※2 RRO(Reproduction Rights Organization)

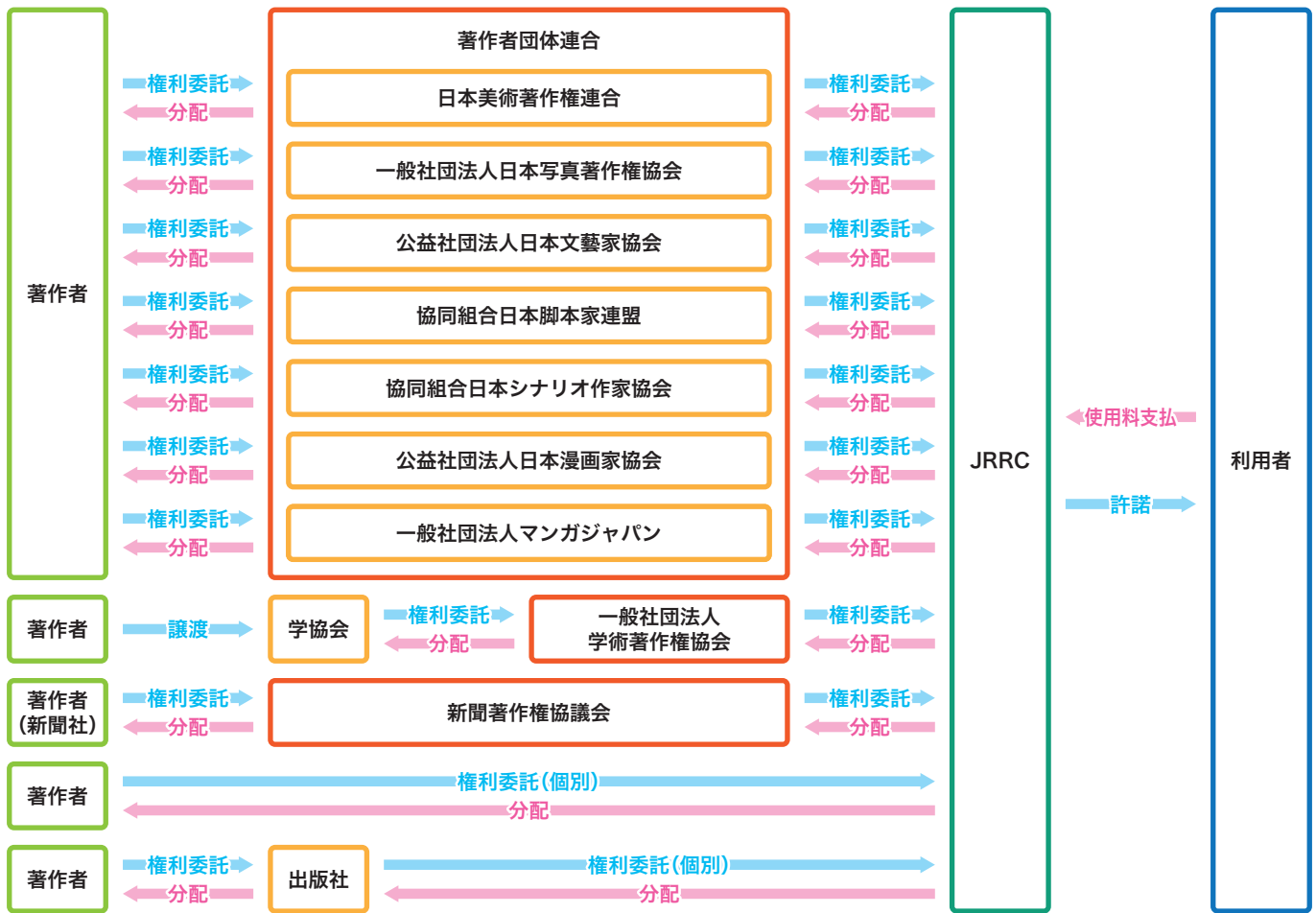
※3 クリップング・サービス 新聞の記事を、組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有化等のために会社等の組織内で利用することを指します。

このような利用形態は、複製部数にかかわらず「クリッピング・サービス」に該当します。クリッピング・サービスをご利用の場合は、原則、新聞社との契約が必要です。複製の対象となっている新聞の発行社にお問い合わせいただくようお願いいたします。

## JRRCで複製許諾ができる著作物

お取り扱いのある著作物のジャンルは、新聞(一般紙・専門紙)、雑誌、書籍、学術論文(人文科学系、教育、心理学系、語学系、社会科学系、自然科学系、産業・工学系、情報・通信系)、学術会誌、学協会編者、コミック、生活・文芸系、シナリオ・脚本、の専門誌など広範囲に及んでいます。

# 利用者・著作者(権利者)とJRRCとの関係





# JRRCの管理受託対象著作物について

## JRRCが許諾できる著作物(下記条件1~3をすべて満たすもの)

(条件1) 日本国内の著作物でJRRCが管理している著作物であること

(条件2) 次の利用目的での複製、もしくは、ファクシミリ送信であること

1. 譲渡を目的としない複製(使用料規程第2節)
2. 譲渡を目的とした複製及びその複製物の譲渡(使用料規程第3節)(注)
3. ファクシミリ送信(使用料規程第4節)(注)
4. 譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規定第5節)

対象物が該当するかは、HPの「JRRC管理著作物検索」をご利用の上、結果一覧の詳細をご覧ください。  
利用の目的によってはJRRCの管理受託対象外となることがありますのでご注意ください。

具体的には次の通りです。

・(条件2)2.と3.の利用許諾が可能かどうかは、結果一覧の利用条件欄の記載事項でご確認ください。

(注) 著作物の委託元が学術著作権協会の場合、(条件2)2.のご利用について、また著作物の委託元が新聞著作権協議会の場合、(条件2)2.ならびに3.のご利用については、JRRCでは許諾が出せませんのでご注意ください。(JRRCの管理受託対象外)

※上記をはじめとするJRRCの管理受託対象外の海外および国内の著作物をご利用される場合には、

学術著作権協会(JAC)、出版者著作権管理機構(JCOPY)または新聞著作権協議会(新著協)にお問い合わせください。

(条件3) 対象範囲が小部分・少数・小規模であること

1. 「小部分」とは、著作物全体の30%または60頁のいずれか少ない方を超えないことを指します。
  2. 「少数」とは、20部以内を指します。また、小規模とは、電磁的複製された著作物の利用者が30名以内のことを指します。
- ※使用料規程第1節第2項(4)及び(5)をご参照ください。

なお、以上の条件以外のご利用方法の場合、または以上の条件を満たすものであっても次のご利用の場合は、JRRCの管理受託対象外となります。

ご利用にあたっては、該当する権利者(著作者団体連合加盟の権利者、学術著作権協会(JAC)、出版者著作権管理機構(JCOPY)、新聞著作権協議会(新著協)加盟の権利者など)にお問い合わせの上、JRRCとの契約に加え、各権利団体(権利者)との契約をご検討ください。

### 1. 美術・写真の著作物の鑑賞を目的とした複製

JRRCでは、美術や写真の作品についても、「著作者団体連合」を通じて複製利用に関する管理を委託されていますが、これらの作品を「鑑賞」する目的で複製することは、JRRCの管理受託対象外になります。

複製をしたい出版物のページに、複製対象の著作物(主に文章等のテキスト情報)と共に掲載されている美術や写真の著作物が、「結果的に複製されてしまうような場合」につきましても契約対象範囲となりますが、グラビアページをそのままコピーをするような場合は、対象範囲には含まれません。

但し、個人で保存する等、私的に使用するために行う複製は、法律によって認められています。

ご利用にあたっては、JRRCとの契約に加え、該当する権利団体(権利者)との契約をご検討ください。

### 2. 新聞記事の複製利用のうち「クリッピング・サービス」に該当する複製

「クリッピング・サービス」とは、新聞の記事を、組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有化のために会社等の組織内で利用することを指します。このような利用形態は、複製部数にかかわらず「クリッピング・サービス」に該当します。

クリッピング・サービスをご利用の場合は、JRRCとの契約とは別に、原則、新聞社との契約が必要です。複製の対象となっている新聞の発行社にお問い合わせいただくようお願いいたします。

## 海外出版物について

海外著作物はJRRCの管理著作物ではありません。したがって、海外著作物の取扱いはできません。

日本国内で海外著作物を複製許諾申請および利用をする場合には、次の団体にてご利用が可能となります。

・一般社団法人学術著作権協会(JAC)

米国のCCC※1、英国、スイスをはじめとする各国・地域のRRO※2(複製権機構)と双務協定を締結しています。

・一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY)

米国のCCC※1と双務協定を締結しています。

※1 CCC(Copyright Clearance Center)

※2 RRO(Reproduction Rights Organization)

# 電磁的複製許諾について

## 許諾範囲と利用について

### 電磁的複製とは何を意味しますか？

複合機・スキャナ・カメラ等を使用して、JRRC管理著作物を、PDF・JPGファイル等(以下電子ファイル)を生成・複製する行為です。生成された電子ファイルは、譲渡を目的としない範囲で共有できます。

### 利用できる著作物は？

JRRC管理著作物は管理著作物検索画面で調べることができます。

### 利用者の範囲は？

JRRCと電磁的複製許諾契約を締結済の法人・団体(グループ契約企業を含む)の業務・プロジェクトに関係するメンバー相互間に限ります。

(制限事項)

・外部の第三者との共有はできません。

### 電磁的複製物の利用方法は？

電子ファイルを社内の共有サーバ(クラウドを含む)にアップロードする事ができます。電子ファイルは同時に30名以内で共有できます。(電磁的複製許諾)

電子ファイルを印刷して、最大20部の複製物を配布できます。(複写許諾)

(制限事項)

- ・不特定多数がアクセスできる共有サーバ(クラウドを含む)へは、電子ファイルをアップロードできません。
- ・電子ファイルは同時に30人を超えて共有する事はできません。
- ・メール送信による電子ファイルの譲渡はできません。
- ・資料のアーカイブ化、検索データベース構築目的での利用はできません。

### 電子ファイルの保存期間は？

保存期間が指定されている著作物に限り、共有目的の電子ファイルは生成後1カ月間保存できます。ご利用条件はJRRC管理著作物検索画面でご確認下さい。

個人として利用する場合は、個人PC、USBメモリー等に保存できます。

## ご契約について

### 電磁的複製許諾の許諾期間は？

毎年4月1日～翌年3月31日の1年単位で許諾いたします。2018年度のみ2018年10月1日～2019年3月31日の6か月間許諾となります。

### 使用料の計算方法は？

電磁的複製許諾使用料と複写許諾使用料の合算額となります。

$$\text{年間使用料金} = \begin{array}{|l} \text{電磁的複製許諾使用料(※1)} \\ \text{=標準単価 120円(※2)×全従業員数(※3)} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{複写許諾使用料(※4)} \\ \text{=標準単価 80円(※5)×全従業員数} \end{array}$$

- ※1 最低使用料金は3,600円となります。2018年度の許諾については、最低使用料金は1,800円となります。
- ※2 研究費対売上高比5%以上の企業の場合120円は144円、研究費対売上高比1%未満の企業の場合120円は96円となります。  
(2018年度の許諾については、標準単価60円。研究費対売上高比5%以上の企業の場合60円は72円、研究費対売上高比1%未満の企業の場合60円は48円となります。)
- ※3 2018年度の複写契約を締結済みのお客様は、第2節使用料申請でご登録いただいた全従業員数を適用いたします。
- ※4 最低使用料金は2,400円となります。  
(2018年度の複写契約を締結済みのお客様でかつ、複写許諾使用料をお支払済みのお客様への再請求はございません。)
- ※5 研究費対売上高比5%以上の企業の場合80円は96円、研究費対売上高比1%未満の企業の場合80円は64円となります。

詳しくは使用料規程をご覧ください。  
(<https://jrcc.or.jp/aboutjrcc/disclosures/#a1>)

### 見積書は出力できますか？

申込みページから出力可能です。

### 新規に電磁的複製契約を結びたいのですが？

新規契約ページから手続きが可能です。

### 既存の複写契約から電磁的複製契約へ変更できますか？

変更可能です。電磁的複製契約のご契約時に新たに契約を締結いたします。  
・2018年10月1日より許諾希望のお客様は、電磁的複製許諾使用料(6カ月分)を別途ご請求いたします。

### 電磁的複製許諾を受けるためにはいつまでに契約を締結すればよいですか？

許諾申請は、2018年9月上旬(予定)より、契約書作成ページにて受付開始いたします。  
・2018年10月1日より許諾希望のお客様は、2019年3月31日までに契約いただければ、契約日に関わらず2018年10月1日に遡っての許諾となります。  
・来年度より許諾希望のお客様も、契約書作成ページにて申し込みいただけます。(申請操作ガイドは後刻掲載いたします)

### グループ契約中の一部契約者のみ電磁的複製契約へ変更できますか？

契約の再締結が必要となりますので、JRCCへお問い合わせください。

### 電磁的複製契約の切替えは必ず行う必要がありますか？

電磁的複製許諾はお客様からの申し出により契約を行います。自動的に契約変更されることはありません。

# 包括許諾契約 簡易方式

## <著作物複写および電磁的複製利用許諾契約>手続き概要

### 【自動継続契約】

**現契約者様の契約切替え → 現契約を含む新しい契約書の作成が必要です**

(契約コードをお持ちの方)

### 契約申込データのご提出

★当センターHPより入力の上申請してください。

#### 契約者様情報の他に更新したい契約年度と契約内容(第5節自動継続)を選択

許諾の始期により選択する年度が異なります。

今年に限り

- ・2018年10月1日からの許諾を希望の方は[2018年度]
- ・2019年4月1日からの許諾を希望の方は[2019年度]を選択

#### 契約コードと契約情報の入力

- ・契約コードを引き継ぎますので必ず入力ください。
- ・全ての入力を一通り終えてログアウトした場合は入力メールアドレスへ送られるパスワードにより「編集中の契約書呼び出す」から保存データ呼び出せます。

#### 契約書の押印と提出

- ・当センターにて契約書を作成しお送りいたしますので、契約印をいただき1部はJRRCへ返送、1部は契約者様が保管してください。

#### 請求書の発行・入金

※入金期限内でしたら請求日指定が可能です。

[2018年10月1日より許諾希望の方]

- ・手続きが完了次第当センターから年間使用料報告書の控えと、既契約との差額分の請求書を発行いたします。
- ・入金期限は請求書発行後2か月以内、最終入金期限は2019年3月31日です。

[2019年 4月1日より許諾希望の方]

- ★例年通り年間使用料申請を行っていただきます。
- ・来年度案内する使用料申請を受領後、請求書を発行いたします。

### 見積書の作成

[2018年10月1日より許諾希望の方]

当センターにて作成いたしますのでお申し出ください。

[2019年 4月1日より許諾希望の方]

契約申込画面より作成が可能です。

契約申込・見積は当センターHPをご参照ください。

尚、他の許諾方式を希望の方は当センターまでお問い合わせください。



# 包括許諾契約 簡易方式

## <著作物複写および電磁的複製利用許諾契約>手続き概要

### 【官公庁・公共機関向け 単年度契約】

**現契約者様の契約追加と次年度用更新 → 契約書の作成が必要です**

(契約コードをお持ちの方)

### 契約申込データの提出

★当センターHPより入力の上申請してください。

- ・現契約の契約コードを引き継ぎますので必ずご入力ください。
- ・契約コードを入力いただくと現在の利用者様情報が反映されます。
- ・契約者様情報の他に更新したい契約年度と契約内容を選択してください。  
今年に限り
  - ・2018年10月1日からの許諾を希望の方は[2018年度]
  - ・2019年4月1日から更新を希望の方は[2019年度]を選択

### 契約書の押印と提出

・事務局にて契約書を作成しお送りいたしますので、契約印をいただき1部はJRRCへ返送、1部は契約者様が保管してください。

### 請求書の発行・入金

[2018年10月1日より許諾希望の方]

- ・手続きが完了次第当センターから年間使用料報告書の控えと請求書を発行いたします。
- ※2018年度分の請求書は使用料は第2節ご利用分と電磁的複製利用許諾契約分の2枚発行されますのでご了承ください。

[2019年 4月1日より許諾希望の方]

- ・例年通り指定の期日に請求書を発行いたします。
- ※請求日指定が可能です。

### 見積書の作成

★契約申込画面より作成が可能です。

[2018年10月1日より許諾希望の方]

※見積金額は現契約済(第2節ご利用分) 金額を差し引いた電磁的複製利用許諾契約分のみ提示されます。

[2019年 4月1日より許諾希望の方]

※見積金額は許諾範囲となる使用料規程第2節と5節の単価合計が数量当たりの単価に表示されます。

契約申込・見積は当センターHPをご参照ください。

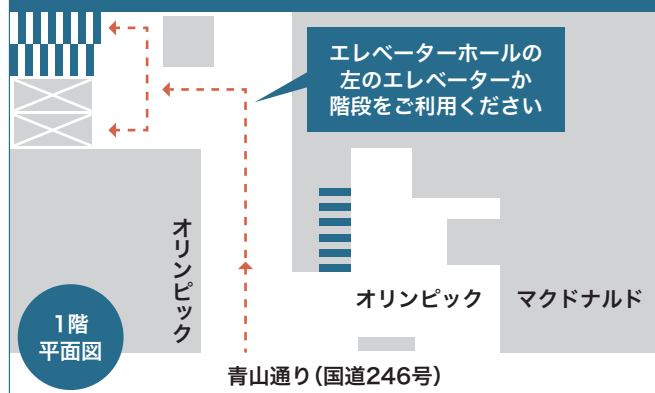
尚、他の許諾方式を希望の方は当センターまでお問い合わせください。

## アクセス

〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階  
東京メトロ 表参道・外苑前駅から徒歩約7分



## 3階 JIRC(日本複製権センター)



## 公益社団法人日本複製権センター (JIRC)

〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階  
TEL:03-3401-2382 FAX:03-3401-2386

※公益社団法人:内閣府から「認定」された公益性のある団体です。

※文化庁から指定を受けた「指定著作権等管理事業者」です。(著作権等管理事業者:登録番号第01008号)

JIRCは、著作物の利用に係る使用料を頂いて分配を行う著作権管理団体として、より公益に資するため、著作物の公正な利用や適正な流通を促進する社会的機能を果たして参ります。

<https://jirc.or.jp>